

# おくやみハンドブック



大田原市

## おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



### 質問に答えて



### 手続き抽出



### 詳細確認



## ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

大田原市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

大田原市役所 0287-23-1111

各種手続き

### 事前準備について

大田原市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

#### 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

#### 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

#### おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

#### ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、大田原市役所へお越しください。



おくやみ  
手続きナビは  
こちらから



質問に答える



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人が来庁できない場合、委任状が必要です。

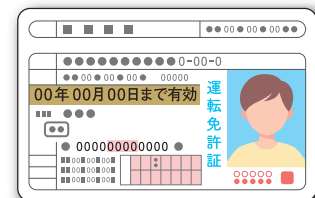
### 本人確認書類について

#### 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

#### 2点で本人確認できる書類

国民健康保険資格確認書・介護保険被保険者証・後期高齢者医療資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

### 亡くなられた方の必要なもの

#### 年金証書

#### 国民健康保険資格確認書等、後期高齢医療資格確認書等

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書等

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

#### 介護保険被保険者証

#### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入中だった	P.6
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.7
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた	P.9
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.10
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	こどもが保育施設に入所している	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.14

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ	
障害福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.15	
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた		
		<input type="checkbox"/>	各種障害・難病に関する手当を受給していた	P.16
		<input type="checkbox"/>	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	
		<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.17
		<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた、住民税が課税されていた	P.18	
	<input type="checkbox"/>	原付または小型特殊自動車を持っていた	P.19	
	<input type="checkbox"/>	125CC 超～250cc 以下のバイク（軽二輪）または 250CC 超のバイク（小型二輪）を持っていた		
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	P.20	
不動産	<input type="checkbox"/>	居住・所有していた建物が空き家になる	P.21	
その他	<input type="checkbox"/>	水道を使用していた	P.22	
	<input type="checkbox"/>	公共下水道または農業集落排水を使用していた		
	<input type="checkbox"/>	公共設置型浄化水槽を使用していた		
	<input type="checkbox"/>	農業を営んでいた	P.23	
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた		
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	P.24	
<input type="checkbox"/>	農業経営改善計画（認定農業者）の認定を受けていた			

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカードを持っていた

### 手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0287-23-8755

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0287-23-8752

## 2. 年金に関する手続き

### 国民年金に加入中だった

#### 手続き 死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金

手続き詳細	期 限
所定の要件を満たしている場合に受けとることができます。 亡くなった方の年金の加入状況を確認する必要があるため、年金事務所での手続きになる場合もございます。	死亡一時金は 死亡から2年以内 寡婦・遺族基礎年金は 死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 年金証書・その他請求時に必要な持ち物は、ご来庁時にお調べしてご案内いたします。	国保年金課 ☎ 0287-23-8857 大田原年金事務所 ☎ 0287-22-6311 音声案内：1 → 2 またはお近くの年金事務所
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 その他請求時に必要な持ち物は、ご来庁時にお調べしてご案内いたします。	

### 厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

#### 手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日 から5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	大田原年金事務所 ☎ 0287-22-6311 音声案内：1 → 2 またはお近くの年金事務所
<b>遺族のもの</b> 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へ確認ください	

## 2. 年金に関する手続き

### 年金を受給していた

#### 手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。 厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 年金証書・その他請求時に必要な持ち物は、ご来庁時にお調べしてご案内いたします。 なお、厚生年金受給者（遺族厚生年金を含む）、厚生年金加入者の扶養期間のある国民年金受給者の場合はお近くの年金事務所、共済年金受給者（遺族共済年金を含む）は、各共済組合でのお手続きとなります。	国保年金課 ☎ 0287-23-8857 大田原年金事務所 ☎ 0287-22-6311 音声案内：1 → 2 またはお近くの年金事務所 各共済組合
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（通帳等） その他請求時に必要な持ち物は、ご来庁時にお調べしてご案内いたします。	

MEMO

### 3. 医療・国保に関する手続き

#### 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた

手続き

国民健康保険葬祭費の支給申請

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの返却

手続き詳細	期 限
<p>加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 また、世帯主がお亡くなりになったときは、医療費の還付等があった場合のために、相続人代表者の方に「申立・誓約書」の提出をしていただく必要があります。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者（喪主） ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせ</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主・故人・葬祭日が確認できるもの（会葬礼状・訃報・葬儀の領収書など）</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主の口座番号確認書類（通帳等）</p> <p>※世帯主がお亡くなりの場合、あわせて相続人代表者の口座番号確認書類もお持ちください。</p>	<p>国保年金課 ☎ 0287-23-8857</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

### 3. 医療・国保に関する手続き

#### 後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせを持っていた

**手続き** 後期高齢者医療葬祭費の支給申請  
後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせの返却

手続き詳細	期 限
<p>加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 また、医療費の還付等があった場合のために、相続人代表者の方に「申立・誓約書」の提出をしていただく必要があります。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から <b>2年間</b></p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭執行者（喪主） ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主・故人・葬祭日が確認できるもの（会葬礼状・訃報・葬儀の領収書など）</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主と相続人代表者の口座番号確認書類（通帳等）</p>	<p>国保年金課 ☎ 0287-23-8857</p>

MEMO

## 4. 介護保険に関する手続き

### 介護保険被保険者証を持っていた

#### 手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を交付されていた場合は市役所または支所の窓口で返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	高齢者幸福課 ☎ 0287-23-8678

### 介護保険の負担割合証を持っていた

#### 手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は市役所または支所の窓口で返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	高齢者幸福課 ☎ 0287-23-8678

### 介護保険負担限度額認定証を持っていた

#### 手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
負担限度額認定証を交付されていた場合は市役所または支所の窓口で返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者幸福課 ☎ 0287-23-8678

## 5. 子育てに関する手続き

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 児童手当の受給者変更・未支払請求書の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後こどもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 申請者の口座番号確認書類</li> <li><input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証・資格確認書</li> <li><input type="checkbox"/> 対象児童名義の口座番号確認書類</li> </ul>	こども支援課 ☎ 0287-23-8932

### こども医療費受給資格者証を持っていた

#### 手続き こども医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
こども医療費助成を受けていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格は死亡日をもって喪失となりますので、受給資格者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> こども医療費受給資格者証</li> </ul> <b>遺族のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人確認書類</li> </ul>	こども支援課 ☎ 0287-23-8932

## 児童扶養手当を受給していた

### 手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳までの年度末（障がい児は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	こども支援課 ☎ 0287-23-8932

### 手続き② 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	こども支援課 ☎ 0287-23-8932

## 5. 子育てに関する手続き

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き③ 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 こども支援課 ☎ 0287-23-8932

### ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた

#### 手続き ひとり親家庭医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成を受けていた人が亡くなられた場合、受給資格は死亡日をもって喪失となりますので、受給資格者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 こども支援課 ☎ 0287-23-8932
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証	
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

### こどもが保育施設に入所している

#### 手続き 保育所等の手続き

手続き詳細	期 限
保育施設に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。 ※通園している保育施設にご提出いただくこともできます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 保育課 ☎ 0287-23-8769
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 手続き① 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 福祉課へ確認ください	福祉課 ☎ 0287-23-8921
<b>遺族のもの</b> 福祉課へ確認ください	

### 手続き② 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなった場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は減額改定の手続きとなります。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 福祉課へ確認ください	福祉課 ☎ 0287-23-8921
<b>遺族のもの</b> 福祉課へ確認ください	

## 6. 障害福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳を持っていた

#### 手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	福祉課 ☎ 0287-23-8921

### 療育手帳を持っていた

#### 手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 療育手帳	福祉課 ☎ 0287-23-8921

### 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

#### 手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 ☎ 0287-23-8921

## 各種障害・難病に関する手当を受給していた

### 手続き 各種障害・難病に関する手当の喪失届等の提出

手続き詳細	期 限
各種障害・難病に関する手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、相続人が受取ることができます。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 福祉課へ確認ください <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳	福祉課 ☎ 0287-23-8921

## 重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

### 手続き 重度心身障害者医療費助成の変更届等の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格証 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳	福祉課 ☎ 0287-23-8921

## 6. 障害福祉に関する手続き

### 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

#### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	福祉課 ☎ 0287-23-8921

### 心身障害者扶養共済制度に加入していた

#### 手続き 心身障害者扶養共済制度の請求書等の提出

手続き詳細	期 限
加入者等が亡くなられた場合、手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 福祉課へ確認ください	福祉課 ☎ 0287-23-8921
<b>遺族のもの</b> 福祉課へ確認ください	

## 7. 税金に関する手続き

### 固定資産を所有していた、住民税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>以下の場合、その納税義務者に代わって納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更する届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた</li> <li>・亡くなられた方に住民税（市民税・県民税）が課税されていた</li> </ul> <p>1月2日以降に亡くなられた場合でも、前年の所得金額等により、1年分の住民税が課税されます。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p> <p>※固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、共有分固定資産税に係る代表者変更届が必要となります。</p> <p>※未登記家屋を所有している場合には、未登記家屋名義変更届が必要になります。</p> <p>※市ホームページから届出書をダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人代表者指定届</li> <li>・未登記家屋名義変更届</li> </ul> <p><a href="https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082771483/">https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082771483/</a></p>	<p>代表者が決まり次第すみやかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人または相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続関係がわかる書類</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し等</p> <p>【法定相続人が相続放棄をされた場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し</p>	<p>【固定資産税に関すること】 税務課資産税家屋係 ☎ 0287-23-8864</p> <p>【相続登記に関すること】 宇都宮地方法務局大田原支部 ☎ 0287-23-1155</p> <p>【相続放棄に関すること】 宇都宮家庭裁判所大田原支部 ☎ 0287-22-2112</p> <p>【市民税に関すること】 税務課市民税係 ☎ 0287-23-8725</p>

## 7. 税金に関する手続き

### 原付または小型特殊自動車を持っていた

**手続き** 原付もしくは小型特殊自動車の名義変更手続き（相続）または廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクまたは小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 名義変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識交付証明書</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 廃車の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識（ナンバープレート） （紛失、破損等の場合は弁償金 200 円がかかります）</li> <li>・ 標識交付証明書</li> </ul> <p><b>遺族のもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類</p>	<p>税務課税制係</p> <p>☎ 0287-23-8785</p>

### 125CC超～250cc以下のバイク（軽二輪）または250CC超のバイク（小型二輪）を持っていた

**手続き** 軽二輪又もしくは小型二輪の名義変更手続き（相続）または廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽二輪または小型二輪の所有者が亡くなった場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人または相続人から委任を受けた者
必要なもの	問い合わせ先
<p><b>故人のもの</b></p> <p>必要書類につきましては、関東運輸局栃木運輸支局にご確認ください</p> <p><b>遺族のもの</b></p> <p>必要書類につきましては、関東運輸局栃木運輸支局にご確認ください</p>	<p>関東運輸局栃木運輸支局</p> <p>☎ 050-5540-2019 （アナウンス後 026）</p>

## 軽自動車を持っていた

### 手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）または廃車手続き

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合、名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 相続人または相続人から委任を受けた者
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> 必要書類につきましては、軽自動車検査協会栃木事務所にご確認ください	軽自動車検査協会 栃木事務所 ☎ 050-3816-3107
<b>遺族のもの</b> 必要書類につきましては、軽自動車検査協会栃木事務所にご確認ください	

### MEMO

## 8. 不動産に関する手続き

### 居住・所有していた建物が空き家になる

#### 手続き 大田原市空き家等情報バンク登録申請

手続き詳細	期 限
一般的な不動産取引のほか、建物の利活用の方法の一つとして制度を利用できます。 ※申請の際は物件の状態、権利関係等条件があります。 ※空き家バンクの利用を強制するものではありません。	なし
	手続き可能な人
	相続人等、物件の売買または賃貸を行う権利を有する方
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 建物の間取りがわかるもの（申請書類に記載または添付していただきます。）	建築住宅課住宅政策係 ☎ 0287-23-1916

MEMO

## 9. その他に関する手続き

### 水道を使用していた

#### 手続き 給水装置使用者変更届

手続き詳細	期 限
水道契約者が亡くなった場合、水道（給水装置）の使用者変更手続きが必要になります。	死亡後すみやかに
	手続き可能な人
	新しい水道契約者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	上下水道課 ☎ 0287-23-8713

### 公共下水道または農業集落排水を使用していた

#### 手続き 下水道使用者の使用者変更の手続き

手続き詳細	期 限
公共下水道または農業集落排水の使用者が亡くなった場合、使用者の変更手続きが必要になります。	死亡後すみやかに
	手続き可能な人
	新しい使用者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類	上下水道課 ☎ 0287-23-8713

### 公共設置型浄化槽を使用していた

#### 手続き 公共設置型浄化槽の使用者変更の手続き

手続き詳細	期 限
公共設置型浄化槽の使用者が亡くなった場合、使用者の変更手続きが必要になります。	死亡後すみやかに
	手続き可能な人
	新しい使用者
必要なもの	問い合わせ先
<b>遺族のもの</b> 本人確認書類	上下水道課 ☎ 0287-23-8713

## 9. その他に関する手続き

### 農業を営んでいた

#### 手続き 農業経営世帯主の変更届出

手続き詳細	期 限
農地がある市区町村の農業委員会への届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> なし <b>遺族のもの</b> なし	農業委員会事務局 ☎ 0287-23-8716

### 農地を所有していた

#### 手続き 農地の名義変更の届出

手続き詳細	期 限
農地がある市区町村の農業委員会への届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> なし <b>遺族のもの</b> なし	農業委員会事務局 ☎ 0287-23-8716

## 農業者年金を受給していた

### 手続き 死亡届及び未支給年金の受給手続き

手続き詳細	期 限
農業者年金の受給者が亡くなった場合、届出書の提出が必要です。	死亡から 10 日以内
	手続き可能な人 相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 年金証書 <b>遺族のもの</b> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書または改正原戸籍謄本	最寄りのJA窓口 ☎ 0287-23-8716

## 農業経営改善計画（認定農業者）の認定を受けていた

### 手続き 農業経営改善計画の申請手続き

手続き詳細	期 限
認定農業者が亡くなられた場合、農業経営改善計画の認定取消申請若しくは後継者名義による計画変更または新規申請の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<b>故人のもの</b> なし <b>遺族のもの</b> なし	農政課農政係 ☎ 0287-23-8708

## 少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	※返納いただく義務はありません。ただし、運転免許証更新連絡書などの通知が届くことになります。通知の停止を希望される場合は、お近くの警察署にお問い合わせください。	
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室	総務省恩給相談室 (恩給相談窓口) ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	県北健康福祉センター (保健所) ☎ 0287-22-2257
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 大田原税務署 ☎ 0287-22-3115 ☎ 0570-00-5901 (ナビダイヤル)

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	宇都宮地方法務局 大田原支局 ☎ 0287-23-1155
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

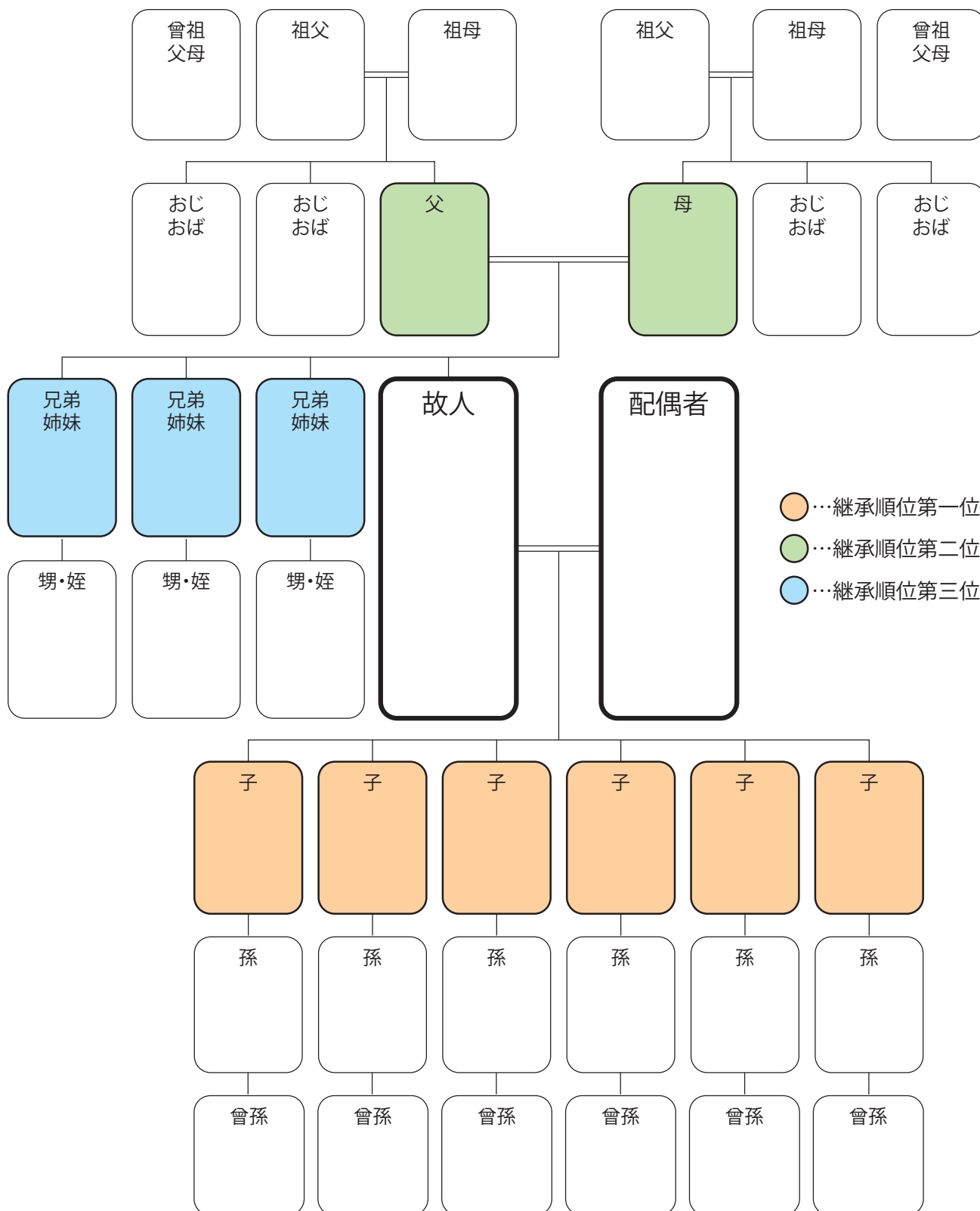
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

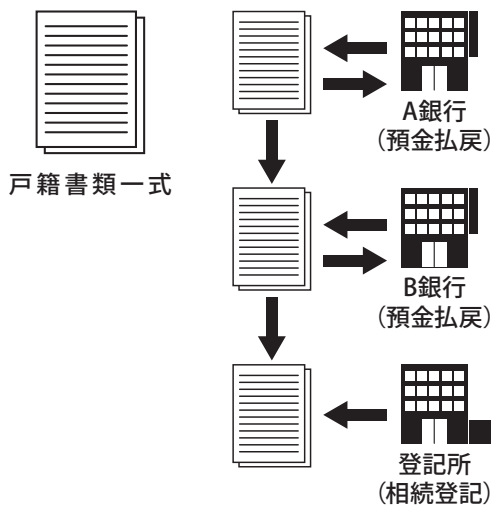
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

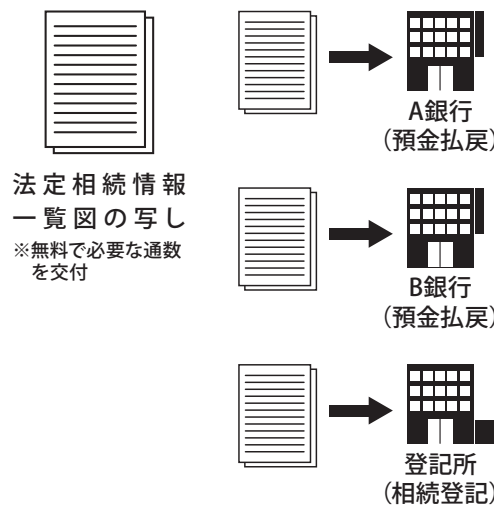
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状(代理人選任届)

令和 年 月 日

( 頼 任 む 者 人 )	住所	
	氏名	(印)
	電話番号	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

私は、次の者を代理人と定め、下記の請求、申請、届出及び受領に関する権限を委任します。

( 窓 口 に 来 る 人 )	住所	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日

( 該 当 事 項 を ○ で 囲 ん で く だ さ い )	委任事項	・戸籍証明等交付申請 全部事項証明(謄本) ____通 個人事項証明(抄本) ____通 附票 ____通 身分証明書 ____通  ・住民票の写し等交付申請 謄本 ____通 抄本 ____通 除票 ____通 記載事項証明書 ____通  ・その他( ) ____通  ・住民異動届【 転入 ・ 転出 ・ 転居 ・ その他( ) 】  ・印鑑登録申請(登録がすでにある場合、登録を廃止してから登録すること)  ・印鑑登録廃止  ・その他( )
		※登録印鑑

- ・委任者が、委任状の欄すべてを記入してください。
- ・代理人は、印鑑と身分を証明できるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート等)をご持参ください。
- ・委任事項が印鑑登録申請の場合は登録する印鑑を、廃止申請の場合は廃止する印鑑を※枠の中に押印してください。
- ・登録する印鑑は必ず窓口までお持ちください。
- ・偽り、その他不正の手段により虚偽の届出を行った場合、過料(住基法53条)及び罰金・懲役(刑法157条・159条)や損害賠償等を負うことがありますのでご注意ください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

一般家庭の  
不用品


大田原市の許可する業者しか回収できません！  
だからエツリンにおまかせ！



**遺品整理**  
家財整理・生前整理



**家電リサイクル品の回収**  
・エアコン  
・テレビ  
・洗濯機  
・冷蔵庫  
家電リサイクルシステム 取扱店



**お引越し**



LINE公式アカウントで  
24時間 受付可能  
気軽にお問合せ



クレジットカードでの  
支払いOK!

※ お問合せの際にご相談ください  
VISA, Mastercard, JCB

一般廃棄物収集運搬許可  
大田原市指令生環第3号



【一般貨物自動車運送事業】許可番号: 関白貨第875号 【古物商許可】 栃木県公安委員会 411110000837 【産業廃棄物収集運搬業許可】 栃木県許可番号: 第00900143456号

株式会社 **エツリン**

〒324-0037 栃木県大田原市上石上 1567-3  
TEL: 0287-46-7669 FAX: 0287-46-7680

相談・お見積もり無料です

**0120-961-781**

おひとりさま・おふたりさまのための

# 身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし 子どもがいない 頼れる身内がない 誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで  
ワンストップでお手伝いします



お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた生前準備パックを  
専門家・専門機関とともにオーダーメイドをご用意します!



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



**0120-982-219**

【受付時間】  
9:00~17:30 (年中無休)  
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。  
専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。  
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・  
お申し込みフォーム  
はこちら



# 不用品出張お買取り中! 安心してお気軽にご相談ください!!



「リサイクルショップ風来堂」では、  
地域密着で不用品の買取を行っています。  
使わなくなった家電をはじめ、本やCD、  
パソコン関連、電動工具、工具、骨董、釣り道具等、  
さまざまなジャンルのものを買取いたします。



無料査定のお申し込みは、年中無休で受付中です。  
いつでもお気軽にお問い合わせください!

## リサイクルショップ風来堂

〒324-0045 栃木県大田原市実取701-40

☎0287-47-4078

栃木県公安委員会 第411140000375号

▼HP▼



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

# トモリヤの樹木葬 大田原洞泉院

永代使用型・管理不要な  
新しいカタチのお墓。  
ご要望に合わせたプランを  
ご提案いたします。



お問い合わせ・ご予約

0287-22-2219

セレモニーホールあぶらや

【販売会社】 有限会社油屋商店

〒324-0047 栃木県大田原市美原1-3523-5



駐車場20台完備

**いい相続**

3つの質問に答えるだけで、  
あなたに必要な相続手続きがわかります！



診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

# 相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。  
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な**3つ**の  
質問でわかる！

- ☑ 法定相続人の  
人数は  
わかりますか？

---

- ☑ 該当する  
相続財産を  
お選びください

---

- ☑ 相続税の申告は  
必要ですか？

※質問の答えが不明な場合、不明・  
わからないを選択すれば手続きが  
確認できます。  
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方に  
おすすめ！



- 相続手続きが  
初めての方
- 必要な書類や  
手続きを知りたい方
- 専門家の  
サポートが欲しい方

▶ 相続手続き 無料1分診断はこちらから！

<https://www.i-sozoku.com/> いい相続 1分診断 🔍



診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

☎ **0120-992-467**

受付時間

平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

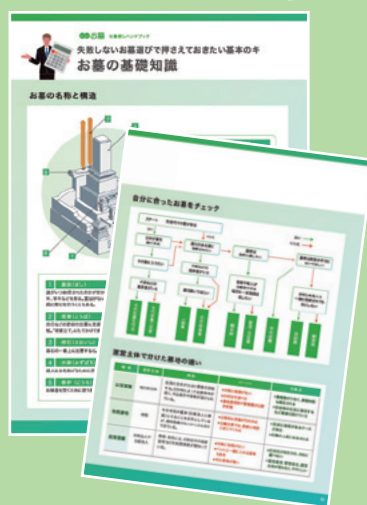
委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

# 後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



## 【ハンドブック内容】

- お墓の選び方
- お墓の種類と費用相場
- お墓購入の流れ
- 購入者の体験談 など

全20ページ  
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

## もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～

通話料無料

**電話で**  
資料請求

**0120-626-213**

いいお墓お客様センター 受付時間:9時~16時(年中無休)

24時間いつでも受付

**WEBで資料請求**

いいお墓 ハンドブック 検索

※一帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書  
東証プライム上場 証券コード:6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522  
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階  
<https://www.kamakura-net.co.jp/>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

大切な方を亡くされた皆様へ

相続した不動産を  
どうすればいいか  
わからない

相続人が複数いて  
話し合いが必要

相続・不動産のことなら

# 株式会社 大一不動産に

## お任せください!

さまざまな手続きが  
複雑で困っている



有効活用が  
できるか  
相談したい

査定から有効活用など不動産のお悩みを解決サポートします!

CHECK!

- 相続不動産の査定・売却サポート
- 相続登記に関するご相談
- 空き家管理・活用のご提案
- 専門家(司法書士・税理士)のご紹介

まずはお気軽に  
ご相談ください



栃木県知事免許(15) 753号 〒324-0058 栃木県大田原市紫塚1-14-13

### TEL.0287-22-5119

■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/水曜日

<https://www.e-di.com/> 大一不動産



住 環 境 創 造 企 業

“まず出逢い(DI)から始め、Dreams(夢)&Impressions(感動)へ繋げること”を  
モットーに、地域のリーディングカンパニーを目指してまいります。

株式会社 大一不動産 〒324-0058 栃木県大田原市紫塚1丁目14-13  
TEL 0287(22)5119 <https://www.e-di.com>

株式会社 DI・SANWA CORPORATION 〒329-2751 栃木県那須塩原市東三島2丁目83-1  
TEL 0287(36)3328 <http://di-sanwa.com>

大一建設株式会社 〒324-0058 栃木県大田原市紫塚1丁目14-13  
TEL 0287(22)5118 <http://kensetsu.e-di.com>

ライフサロン 栃木大田原店 〒324-0041 栃木県大田原市本町1丁目2703-192  
TEL 0287(20)3022 <https://www.e-di.com/lifesalon/>

就労移行支援事業所 アスミル大田原 〒324-0041 栃木県大田原市本町1丁目2701-11-102  
TEL 0287(47)6000 <http://asu-mil.com/>



土地や建物の所有者が亡くなった際の「相続登記」は義務化になります。お気軽にお問い合わせください。

# 遺品査定 生前整理 真心査定

ご遺族様の  
お悩みご相談  
ください



こんなお悩みございませんか？

- ✓ どんな品物がお金になるかわからない
- ✓ 故人の大切なお品物をしっかり査定してほしい
- ✓ 税金がかかるものがあるか相談したい

などなど

遺品査定士在籍！おたからや山の手店がお客様の  
お悩み解決のサポートをいたします。  
出張査定も行っておりますので、ご相談ください。

お気軽にお問い合わせください。

## 0287-48-7758

### おたからや山の手店

有限会社万葉

〒324-0051 栃木県大田原市山の手1-7-1  
古物商／栃木県公安委員会 第411110001347号



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 大田原市  
編集／制作 株式会社鎌倉新書  
発行年 2026年5月

